

道徳授業づくりアイデア集



山口県教育委員会

平成21年3月

作成協力校・作成協力者 (所属・役職等は平成21年3月末現在)

平成19・20年度

道徳教育実践研究事業推進校

下松市立豊井小学校

長門市立通小学校

柳井市立柳井中学校

防府市立国府中学校

宇部市立西岐波中学校

下関市立垢田中学校

萩市立田万川中学校

山口県立高森みどり中学校

平成20年度

道徳授業セミナー授業者

長岡 豊 岩国市立麻里布小学校教諭

河村 奈緒 周南市立德山小学校教諭

兼坂 幸雄 山口市立阿知須小学校教諭

町田 政也 下関市立垢田中学校教諭

上山 慶子 長門市立菱海中学校教諭

はじめに

平成20年3月に、小・中学校においては学習指導要領が告示され、これからの教育の在り方についての基本的な考え方や教育課程の枠組、あるいは、具体的な教育内容について示されたところです。今回の改訂においては、主な改善事項の一つに、道徳教育の充実があげられており、子どもたちの基本的な倫理観や社会性、規範意識等の様々な課題解決に向け、道徳の時間はもとより、教育活動全体を通じた道徳教育の充実の必要性があらためて示されたところです。

山口県教育委員会では、平成18年度から4年間にわたる「第2期重点プロジェクト推進計画」において「健やかな心と体育成プロジェクト」を推進しております。これは、道徳教育や体験活動を通して、子どもたちに、「命を大切にする心」、「思いやりの心」、「基本的な倫理観・規範意識」等の豊かな心を育む「心の教育」を充実しようとするものであり、平成19年3月には、道徳の時間の指導を一層充実させるとともに、学んだことを日頃の生活の中で生かす実践力を育むため、体験活動と道徳の時間を相互に関連付けたモデル事例集「いのち・なかま・やくそくを大切にする心を育む学習プログラム みんなちがってみんないい」を作成し、配布しました。

その後、「学習プログラム」を活用した授業公開を通して、教員の指導力を向上することをねらいとした「道徳授業セミナー」を県内5会場で開催し、小・中学校の発達段階に応じた道徳授業づくりの工夫や、道徳的価値に迫るための指導の工夫等について、研究協議を続けてまいりました。

また、「道徳教育実践研究事業（国事業）」の推進校においては、各学校の研究課題に基づき、特色ある道徳教育に取り組んでおり、研究会や授業公開等の開催を通して、県内の道徳教育の充実に向けて先導的な役割を果たしていただいております。

本書「道徳授業づくりアイデア集」は、これらの実践事例を踏まえて、道徳授業の改善や道徳教育の推進にかかわるアイデアをまとめたものです。各学校におかれましては、本書を参考にいただき、学校や教室における取組を一層充実していただきますようお願いいたします。

平成21年3月

山口県教育庁義務教育課長
中馬好行

目 次

はじめに

| | |
|-------------------------------------|----|
| I 道徳の時間を充実させるために | 1 |
| II 道徳の時間を充実させる指導のポイント | 2 |
| 1 資料を活用するポイント | |
| (1) 魅力的な教材の作成 (小学校) | 3 |
| (2) 複数の資料の有効な活用 (中学校) | 4 |
| (3) 資料の特質を生かした活用 (中学校) | 5 |
| (4) ねらいに迫る補助資料の開発 (中学校) | 6 |
| (5) 視聴覚機器の活用 (中学校) | 7 |
| 2 道徳授業を工夫するポイント | |
| (1) 資料提示の工夫 (小学校) | 8 |
| (2) 道徳授業での発問構成 (中学校) | 9 |
| (3) ねらいに迫る発問づくり (小学校) | 10 |
| (4) ねらいに迫る発問づくり (中学校) | 11 |
| (5) 実感を深める活動の工夫 (中学校) | 12 |
| (6) ゲストティーチャーの活用 (中学校) | 13 |
| (7) 複数時間の関連を図った道徳授業 (小学校) | 14 |
| (8) 多様な感じ方や考え方を引き出す話し合い活動の充実 (小学校) | 15 |
| (9) 仲間から学ぶ話し合い活動の充実 (小学校) | 16 |
| (10) グループでの意見交流を生かした話し合い活動の充実 (中学校) | 17 |
| (11) 仲間とのかかわりを深めるワークシートの活用 (小学校) | 18 |
| (12) 自分を見つめ直すための書く活動の充実 (小学校) | 19 |
| (13) 子どもの意識のつながりを大切にした指導の工夫 (小学校) | 20 |
| 3 道徳教育を推進するポイント | |
| (1) 教育活動全体で取り組む道徳教育の充実 (小学校) | 21 |
| (2) 教育活動全体で取り組む道徳教育の充実 (中学校) | 22 |
| (3) 仲間との活動における道徳教育の充実 (中学校) | 23 |
| (4) 学校における重点的指導の工夫 (小学校) | 24 |
| (5) 学校における重点的指導の工夫 (中学校) | 25 |
| (6) 話し合い活動における指導の工夫 (中学校) | 26 |
| (7) 人間関係づくりの充実 (中学校) | 27 |
| (8) 校内の研修体制の充実 (中学校) | 28 |
| (9) 道徳教育推進教師を中心とした協力体制づくり (中学校) | 29 |

I 道徳の時間を充実させるために

平成20年3月の学習指導要領改訂の趣旨を踏まえて、道徳においては平成21年度から全面的に先行して実施することになります。

そのため各学校では、以下のことなどに配慮しながら、道徳教育の一層の充実を図ることが必要です。

- 具体的な道徳教育の全体計画を作成すること
- 新たに示した内容項目を含めて、道徳の時間の年間指導計画を作成すること
- 道徳教育推進のための協力体制を確立すること
- 道徳の時間の指導力の向上に努めること

これらの中で、「道徳の時間の指導力の向上に努めること」に関しては、中央教育審議会答申（平成20年1月）において、「小・中学校の道徳の時間については、指導が形式化している、学年の段階が上がるにつれて子どもたちの受け止めがよくない」という指摘もされており、一層の改善・工夫が求められているところです。

このことも踏まえて、学習指導要領では、道徳の時間の充実に向けて配慮すべきこととして、以下の5項目が示されました。

- (1) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実
- (2) 体験活動を生かすなどの指導の充実
- (3) 魅力的な教材の開発や活用
- (4) 表現する機会を充実し考えを深める工夫
- (5) 情報モラルの問題に留意した指導

今後、道徳の時間の1時間1時間を大切にして、児童生徒の心の中にしっかりと積み重ねていくために、道徳の時間だからこそできることを明確にして、指導力の向上を図ることが大切です。